

## スマートテレビコース利用約款

株式会社ケーブルメディアワイワイ（以下「ワイワイ」といいます）とワイワイが提供するスマートテレビコース（以下「本サービス」）サービスを受ける者（以下「加入者」といいます）との間に締結される契約（以下「加入契約」といいます）には、この約款を適用するものとします。

（加入契約単位）

第1条 加入契約は、加入世帯ごとまたは事業所ごとに行います。

（提供サービス）

第2条 この約款において、本サービスとは、ワイワイが、スマートテレビコース用セットトップボックス（以下「SSTB」という。）および、ケーブルモデムまたはD-ONUを用いて提供する、放送サービス、インターネット接続サービス、及びワイワイまたは提携事業者が提供するアプリケーションサービスのセットサービスをいいます。

（提供サービスに係る約款等の適用）

第3条 ワイワイが提供する放送サービスについては、この約款において別に規定する場合を除き「株式会社ケーブルメディアワイワイ放送サービス契約約款」が適用されるものとします。この場合において、SSTBについては、当該約款に定めるデジタルセットトップボックス等として、当該約款の規定が適用されるものとします。

2. ワイワイが提供するインターネット接続サービスについては、この約款において別に規定する場合を除き「インターネット接続サービス契約約款」および「ワイワイひかり説明事項（重要）」（以下、「インターネット規約」という）が適用されるものとします。

3. ワイワイまたは提携事業者が提供するアプリケーションサービスの利用については、ワイワイまたは提携事業者が別に定める、約款または規約に同意し、利用条件等を遵守しご利用いただきます。

4. ワイワイが提供するケーブルプラス電話サービスについては、この約款において別に規定する場合を除き「ケーブルプラス電話契約約款」が適用されるものとします。

5. 第2条に定めるワイワイまたは提携事業者が提供するサービスについては、サービスの一部又は全部を変更もしくは終了される場合があります。ワイワイは、このサービスを利用した場合に生じた情報等の破損や滅失等による損害又は知り得た情報等に起因する損害、および利用が出来なくなったことによる損害において、ワイワイはその責任を負わないものとします。

（利用契約の成立）

第4条 加入契約は、加入申込者があらかじめこの約款を承認し、別に定める「ケーブルメディアワイワイ加入契約書」（以下「契約書」という。）及び「スマートテレビコース申込書」（以下「申込書」という。）に所定事項を記載のうえワイワイに提出し、ワイワイがこれを承諾したときに成立します。

2. ワイワイは、第1項の規定にかかわらず、加入申込者から契約書および申込書の提出があった場合でも、ワイワイは、次の場合には、加入申込者の申込を承諾しないことがあります。

- （1）加入申込者が料金等その他この約款に定める債務の支払いを怠るおそれがあると認められる場合
- （2）その他加入申込者がこの約款に違反するおそれがあると認められる場合
- （3）加入申込者が成年被後見人であり後見人が代理していない場合、又は加入申込者が未成年者であり法定代理人の同意を得ていない場合
- （4）その他やむを得ない事由がある場合

（料金等の支払）

第5条 加入者は、別表1に定める料金等を、次の各号の定めに従いワイワイに支払うものとします。

- （1）加入者は、ワイワイに対し、別途定める支払方法により定められた期日までに遅滞なく支払わなければなりません。
- （2）加入者は、ワイワイに対し、本サービスの提供を受け始めた日が属する月の翌月から月額利用料を支払うものとします。
- （3）加入者は、ワイワイに対し、ワイワイが指定する金融機関への口座振替により、料金等を支払うものとします。
- （4）本サービスを含め、その他ワイワイ提供サービスにおいても振替口座は同一のものを利用するものとします。
- （5）加入者は消費税を支払っていただきます。

（利用期間）

第6条 本サービスには、次に定める最低利用期間がございます。

2 最低利用期間の起算は、サービスの提供を開始した日の属する月の翌月を1と起算するものとします。

3 契約者は、最低利用期間内に解約もしくは加入契約のコース変更があった場合には、ワイワイが定める期日までに、料金表の定めにより違約金を支払っていただきます。

4 「スマートテレビコース+ワイワイひかりずっと一緒割3年」（以下「スマテレひかり3年割」という。）または「スマートテレビコース+ワイワイひかりずっと一緒割5年」（以下「スマテレひかり5年割」という）をご利用の加入者が、解約または加入契約のコース変更があった場合には、3項の違約金に併せ、「ワイワイひかり説明事項（重要）」に定められた違約金及び費用が必要です。

（スマートテレビコースへのコース変更）

第7条 加入者が本サービスへのコース変更を希望する場合、現在ご利用のサービス毎に定められた各種約款および規約等に基づくものとします。また、コース変更に伴い各種約款および規約等に定める、違約金および解約金または各種費用が発生する場合、加入者はワイワイへその費用を支払うものとします。

（スマートテレビコース内でのプラン変更）

第8条 本サービス内においてのプラン変更については、別表3に定める違約金は必要ありません。但し、機器交換が必要な場合は、機器交換費用が別途発生する場合があります。

2 「スマテレひかり3年割」または「スマテレひかり5年割」の加入者が、「スマートテレビコース基本」（以下「スマテレ基本」という）または「スマートテレビコース30Mbpsプラン」（以下「スマテレ30M」という）または「スマートテレビコース120Mbpsプラン」（以下「スマテレ120M」という）へプラン変更をする場合、および「スマテレひかり5年割」または「スマテレひかり3年割」へプラン変更をする場合は、「インターネット規約」に定める、「ワイワイひかり」をコース変更またはプラン変更する場合と同様に取り扱うものとし、それにより発生する手続き及び費用等についても同様に取り扱うものとします。

3 「スマテレ基本」または「スマテレ30M」または「スマテレ120M」利用中の加入者が「スマテレ基本」または「スマテレ30M」または「スマテレ120M」へプラン変更をする場合は、「インターネット規約」に定める、「ワイワイネット」利用者がコース変更をする場合と同様に取り扱うものとし、それにより発生する手続き及び費用等についても同様に取り扱うものとします。

4 「スマテレ基本」または「スマテレ30M」または「スマテレ120M」利用中の加入者が「スマテレひかり3年割」または「スマテレひかり5年割」へプラン変更をする場合は、「インターネット規約」に定める、「ワイワイひかり」へコース変更をする場合と同様に取り扱うものとし、それにより発生する手続き及び費用等についても同様に取り扱うものとします。

（スマートテレビコースの解約または他サービスへのコース変更）

第9条 本サービスの利用者が、解約またはコース変更をする場合、第6条（利用期間）の規定に基づき別表3に定める違約金をワイワイへ支払うものとします。

2 「スマテレひかり3年割」または「スマテレひかり5年割」から「ワイワイひかり3年割」または「ワイワイひかり5年割」へコース変更をする場合は、第1項の規定に併せ「インターネット規約」定める「ワイワイひかり3年割」または「ワイワイひかり5年割」から「ワイワイひかり3年割」または「ワイワイひかり5年割」へプラン変更する場合と同様に扱うものとし、それにより発生する手続き及び費用等についても同様に取り扱うものとします。

3 「スマテレひかり3年割」または「スマテレひかり5年割」から「スマテレ基本」または「スマテレ30M」または「スマテレ120M」へコース変更をする場合については、第1項の規定に併せ「インターネット規約」定める「ワイワイひかり」から「ワイワイひかり」以外へコー

ス変更する場合と同様に扱うものとし、それにより発生する手続き及び費用等についても同様に扱うものとします。

- 4 加入者が、定期契約期間満了をもって本サービスを解約または加入契約のコース変更をしようとするときには、予めワイワイ所定の方法によりワイワイへ通知していただきます。また、解約または加入契約のコース変更をしようとする場合は、解約または加入契約のコース変更を希望する日の10日以上前にワイワイへ通知するものとします。
- 5 加入者が本サービスを解約しようとする場合、本約款に定める違約金の他に、利用期間に応じて「株式会社ケーブルメディアワイワイ放送サービス契約約款」「インターネット接続サービス契約約款」「ワイワイひかり説明事項（重要）」「ケーブルプラス電話契約約款」に定める解約金が必要です。
- 6 解約またはコース変更の場合、対象機器をご返却いただきます。また、機器の故意又は過失による破損・紛失があった場合には別表4に定める機器損害金をお支払頂きます。

（休止）

第10条 本サービスには、休止の取り扱いはありません。解約またはコース変更での取り扱いとなります。

（移転）

第11条 本サービスの利用者が移転をする場合は、予めワイワイ所定の方法により移転する日の10日以上前にワイワイへ通知していただきます。

（利用機器について）

第11条 本サービス加入者に限り、SSTBの増設利用が可能です。増設料金は別表2に定める月額利用料金をお支払頂きます。

2 増設利用機器に関しては、最低利用期間を特に定めません。

3 附属のリモコンは消耗品（レンタルではありません）であり、利用開始後1年間の保障期間終了後は別表4に定める販売価格にてご購入いただきます。なお、保障期間内であっても故意又は過失により破損・紛失した場合はご購入いただきます。

（約款の変更）

第12条 ワイワイは、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

2 ワイワイが別に定めることとしている事項については、随時変更することがあります。

（その他の事項）

第13条 この約款に定めのない事項は、特段の定めがない限り、「株式会社ケーブルメディアワイワイ放送サービス契約約款」「インターネット接続サービス契約約款」「ワイワイひかり説明事項（重要）」「ケーブルプラス電話契約約款」の定めに従います。

（実施時期）

附則 この約款は平成27年4月1日から実施します。

改定 令和7年7月1日

別表

特別な表記がない限り全て税別価格で表示しております。消費税相当額は別途加算してお支払頂きます。

1 違約金

最低利用期間内
20,000円

2 機器損害金

項目	料金
SSTB	50,000円
インターネット機器一式	実費負担
リモコン	2,000円